

訪問看護ステーション Re:Home 重要事項説明書

あなたに対する訪問看護の提供開始にあたり、厚生労働省令第 37 号の第 8 条に基づいて、事業者があなたに説明すべき重要事項は次の通りです。

1. 事業者概要

事業者名称	株式会社 彩
所在地	香川県綾歌郡綾川町陶 3259 番地 4
代表者名	代表取締役 山田 孝昭
電話番号	087-877-1400

2. 事業所概要

事業所名称	訪問看護ステーション Re:Home
指定番号	3761590052
所在地	香川県綾歌郡綾川町陶 3259 番地 4
電話番号	087-877-1400

3. 事業の目的と運営方針

【事業の目的】

居宅において、主治医が訪問看護の必要を認めた利用者に対して、適切な訪問看護を提供することを目的とする。

【運営の方針】

- 1.) 訪問看護ステーション Re:Home(以下、本事業所という)の看護師その他の従業者は、利用者の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、要介護状態の軽減又は悪化防止に資するように、療養上の目標を設定して支援する。
- 2.) 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係市区町村、地域の保健・医療福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3.) 本事業所は、必要な時に必要な訪問看護の提供が行えるよう、事業実施体制の整備に努める。

4. 本事業所の職員体制

職種	常勤	非常勤
管理者(看護職員と兼務)	1	0
看護職員	3	3
理学療法士	6	4
作業療法士	1	2
言語聴覚士	0	0
事務員	1	3

5. 営業時間

営業日	看護師	月曜日～金曜日(祝日、12/29～1/3 は除く)
営業時間		8:30～17:30

6. 営業地域

綾川町全域 高松市香南町・円座町・国分寺町・ 丸亀市飯山町

※上記以外の地域へのサービス提供は交通費は実費扱いとなります。(別紙料金表参照)

7. 利用料

●利用料として介護保険法第 41 条に規定する居宅介護サービス費の支給対象となる費用にかかる額の支払いを利用者から受けるものとします。

●利用者は、訪問看護ステーション Re:Home 料金表(別紙)に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料及び、サービスを提供する上で別途必要になった費用を支払うものとします。

●利用料の支払い方法

毎月、15 日前後に前月分の請求書をお渡しいたします。

1.) 利用者の指定の口座から自動振替の場合

利用料は 1 か月単位とし、当該月の利用料は翌々月20日ごろにが指定する口座から振替ます。

(替日が土日祝日の場合は前後の平日)

2.) 現金払いの場合

利用料は 1 ヲ月単位とし、当月分を翌月中旬までにご請求させていただきます。訪問時に集金し、領収書を発行いたします。

8. 緊急時等の対応の方法

訪問看護の提供にあたり、事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、ご家族様、主治医、救急機関、居宅介護支援事業者等に連絡いたします。

ご利用者様 緊急連絡先

	第一連絡先	第二連絡先
氏名(続柄)		
連絡先(携帯)		
連絡先(固定電話)		
医療機関(主治医)		
主治医連絡先		

9. 秘密の保持

本事業所の職員は、当該事業を行う上で知りえたご利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了したのちも継続します。

10. 高齢者虐待防止及び身体拘束等

本事業者は、利用者様等の人権の擁護・虐待防止、身体拘束の適正化のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- 1.) 研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識技術の向上に努めます。
- 2.) 居宅サービス計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- 3.) 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者がご利用者当の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。
- 4.) 身体拘束等は原則禁止とし、緊急やむを得ない場合に身体拘束を行う場合は、看護記録等に記載します。
- 5.) 身体拘束が必要な場合は、利用者家族に同意を得て適正に実施するものとします。

11. 苦情申し立て窓口

訪問看護ステーション Re:Home 担当者:山田 孝昭	所在地	綾歌郡綾川町陶 3259 番地 4
	電話	087-877-1400
	FAX	087-877-1400
綾川町役場 健康福祉課	所在地	綾歌郡綾川町滝宮 299 番地
	電話	087-876-1111
	FAX	087-876-3120
香川県国民健康保険 団体連合会	所在地	高松市福岡町 2 丁目 3 番 2 号
	電話	087-822-7431
	FAX	087-822-6023

訪問看護ステーション Re:Home 重要事項説明書

令和 年 月 日

指定訪問看護の開始にあたり、ご利用者に対して重要事項説明書に基づいて、重要事項を説明いたしました。

指定居宅サービス事業所
訪問看護ステーション Re:Home
〒761-2103
香川県綾歌郡綾川町陶 3259 番地 4

説明者氏名： _____ ㊞

私は、本書面により、本事業者からの訪問看護の利用に際し、重要事項の説明を受け、サービス提供の開始に同意しました。

利用者氏名： _____ ㊞

利用者住所： _____

家族(代理人)氏名： _____ ㊞

家族(代理人)住所： _____